

67年
の歴史をもつ

市立図書館の直営堅持を

コスト削減もサービス向上にもならない民営(指定管理)は必要でしょか



指定管理者制度とは…

行政改革の一環として、公共施設の管理運営を民間企業に任せ、そのノウハウを市民サービス向上に生かし、結果として行政力の向上させ、業務の合理化・効率化につなげ、行政の人事費と経費削減を図ろうとするものです。

2年前にコスト増の民営化条例案は否決

2013年2月議会で、民間委託にむけて、同様の条例「全部改正」案が提案されました。反対10、賛成8で否決。当時の議会資料(H24年作成の民間委託等ロードマップ)で直営から指定管理に変わった場合、市の負担が約2千万円増えるとされました。

今回株パブリックを指定管理にしてもコスト削減は50万円

逗子市の人事費削減は、職員半減化計画で正規職員は減り、非常勤が不足分を補う方法をとっています。図書館も同様です。常勤3人だけ、残り45人は非常勤、その内で司書資格者は18人です。今回の議会資料(H27作成の民間委託等ロードマップ)では、これまで通りのサービスとして、開館の日数や時間延長はありません。コスト面はわずか56万円削減が見込めるというだけです。これまでの指定管理制度の目的に反し、導入する意味が全くありません。

あなたの議会報告に対するご意見をお寄せください。日本共産党逗子市議会議員団

2月25日開会した第1回定例会(3月予算議会)に市立図書館条例の全部改正案が提案されました。内容は図書館の運営を民間に任せる「指定管理者制度」を導入しようとするものです。あわせて市長は公募方法はとらず、指定管理者を㈱パブリックサービス(以下「パブリック」)に任せることを明言しています。

指定管理者制度導入の目的は、①行政事務サービスのコスト削減と②市民サービス向上の2点から制度導入されてきました。ところが、今回の提案はその2点に応えるものとは全くなっていません。又民営化で市職員数が直接減るわけではありません。

公立図書館は、子どもから大人まで利用し、多くの市民が毎日集う身近な社会教育施設です。日本共産党は、図書館の民間委託、指定管理者制度になじまないし、とくに質の高いレファレンス(利用者への情報提供等)の継続、学校教育や学校図書館の連携協力も難しくなることを懸念し、強く反対しています。

市民5割が登録、一日1700人が利用、県下トップクラスの誇れる図書館

戦後、1949年1月に米占領軍が「米国」の民主主義を浸透させる目的、その指示によって、米軍の蒲鉾(カマボコ)兵舎を活用してアメリカ図書館が誕生。1950年4月に逗子町立図書館、その後、市立図書館に発展し、1966年にホールを備えた旧図書館が完成。2005年に新しい図書館が完成し、8年後の2013年に入館者500万人を突破。現在、県立や周辺の公立図書館との連携ネットの強化、学校支援パック、0歳児ブックスタート、宅配サービス、映画会、企画展示、本館と小坪・沼間の分館も含め年間貸出数は52万冊を超え、市の公共施設で一日1700人を超えて利用される施設は図書館だけです。市民登録者数は約3万人、人口の52%に達しています。



逗子市の人口	57,636人
全登録者数	43,890人
市民登録者数	29,938人
一日の来館者	1,729人
一日の貸出数	1,485冊



日本共産党逗子市議団

2016年(H28)3月号外

市役所 Tel 873-1111 控室内線418
事務所 沼間2-15-4 TelFAX871-1321

岩室年治 橋爪明子

図書館は貸本屋ではありません。



売れ残りの古本や風俗紹介の本も配架
民営化で一部混乱、直営に戻す市町村も

民間会社のツタヤが指定管理となった武雄市立図書館では、ツタヤ系列会社から古い問題集など、新古書を購入する問題が発生。元武雄市長は知事選で落選後、ツタヤ系列の社長に就任。利権と黒い霧がつきまとっています。海老名市の指定管理者になったツタヤ図書館では、タイ風俗の観光案内本が不適正として貸出中止に。周南市では、市民がツタヤ図書館について、署名運動を展開、住民投票の結果ノーオーの審判が下っています。

指定管理から直営に戻した市町村

安来市 佐賀市 出雲市 飯島町 善通寺市 小郡市

指定管理を検討したが導入しなかった市町村

伊万里市 佐世保市 大津市 高槻市

図書館は公共性と公益性が高く、知の拠点としての役割大

図書館の指定管理
疑問がいっぱい
実績ゼロでも
(株)パブリック?

今回の条例改正によって、ツタヤのような民間会社も可能となります。但し、平井市長は文化プラザのホールが公募で選定した結果、他の事業者となってしまったことから、今回は非公募でパブリックとする方針です。市の非常勤職員をパブリックに再雇用し、10年以上の雇用延長をさせるとしています。しかし、逗子市との契約期間は5年、次回も指定管理となる保障はありません。

今回の提案は、パブリックコメント(意見募集)や社会教育委員会議(教育委員会)の意見も聽かずに提案され、市民団体からも指定管理に反対の声があがっています。

- パブリックは教育施設の図書館管理の実績はありません。
- 指定管理は5年契約、運営の安定性はなくなる。
- 市民の個人情報管理が民間任せになる。
- 教育委員会の図書館の方針は「仕様書」の範囲となる。担当者任せ、行政の図書知識とノウハウの枯渇。
- 学校図書館との連携と支援は、教育委員会を通さずには指定管理が直接行ない、丸投げ状態に。
- 市民からの苦情と改善、意見や予算への反映、議会のチェック(館長の議会出席はできない)は難しくなる。

- 地域の貴重な古文書や書物資料など所蔵・収集・保存など継続的に取り組むことが難しくなる。
- 設立母体が違う民間会社では、他市町村の公立図書館との連携や協力が難しい。
- 図書館職員や司書資格者採用について、非正規職員やワーキングプアを固定化する可能性もあります。



(株)パブリックサービスとは…

逗子市民の高齢者の生きがいと就労の場提供

1991年(平成3)に設立、株主は逗子市51%、市民株主は25.5%残りは市内金融機関・社協などです。取締役の一人が副市長。創立目的は逗子市民の60歳~73歳まで高齢者を雇用、老後の生きがいと就労の場を提供していくことです。現在、社員97人、市の公共事業(駐輪場等の管理・福祉バスの運行など)を受託。

第二事業部設立で大きく変わった目的と性格 逗子市民以外にも社員採用を広げる

市を退職した部長級職員を採用し、第二事業部を設立。現在は市民交流センターの指定管理者となっています。

第二事業部の目的は、公共施設の指定管理を受けるためです。そのため社員の採用要件は、逗子市民の限定をなくし、元職員や市外の方にも拡大。雇用を始めています。又60歳以上の年齢条件もなくなりました。その結果、一般の民間会社との違いはなくなりました。

今後、市の方針にそって、会社は交流センターに統一して、ホールと図書館の指定管理者をめざしています。

逗子市民の参加と協働を進める会社 もっと議論が必要ではないでしょうか?

(株)パブリックサービスは、市(行政)と市民との共同で作った会社です。今、そのあり方が大きく問われています。もっと方向性について、市と市民との議論の時間を必要です。

H28第1回定例会

議会報告 16.02.25 速報

★12月否決の(仮称)療育・教育の総合センター工事請負契約について再提案され、全会一致可決
★議員提出議案の逗子市路上喫煙の防止に関する条例の制定について 全会一致可決